Ⅱ 通信制課程入学者選抜実施要項

1 募 集

(1) 通信制課程設置高等学校

学 校 名	所 在 地	郵便番号	電話番号
北星高等学校	四日市市大字茂福字横座668-1	510-8027	059-363-8111
松阪高等学校	松阪市垣鼻町1664	515-8577	0598-26-7522

(2) 応募資格

三重県内に居住し、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校等に在 籍している者を除く。

- ア 学校教育法第1条に規定する中学校もしくは特別支援学校の中学部もしくは義務教育学校を 卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
- イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和5年3月修了見 込みの者

(以下、中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程 を総称して「中学校等」という。)

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年5月文部省令第11号)第95条各号の一に該当する者

(3) 入学定員

学 校 名	学科名	入 学 定 員
北星高等学校	普通科	240 (秋期入学者選抜) 60
松阪高等学校	普通科	200

※ 北星高等学校の入学定員300人のうち、60人は秋期入学者選抜とする。

(4) 募集方法

ア 応募手続

- (7) 志願者は、三重県立高等学校入学者選抜Web出願システム(以下「Web出願システム」という。)の入学願書(様式1)に、出願に必要な情報(以下「志願情報」という。)を入力して登録する。
- (4) 中学校等が、調査書(様式4)を選抜ごとに作成する。

令和4年度卒業の志願者については、志願先高等学校ごとにWeb出願システムに調査書 (様式4)のデータを登録する。令和3年度以前に中学校等を卒業した志願者については、 卒業した中学校等の校長が調査書(様式4)1通を厳封して本人に交付する。

- (ウ) 次の書類に志願者一覧表(様式26)を添えて、志願先高等学校長に提出する。 なお、令和3年度以前に中学校等を卒業した者のみが志願する場合、志願者一覧表(様式 26)を提出しない。
 - ・ 収入証紙納付書(様式2) (ただし、三重県収入証紙を貼付しない。)
 - ・ 調査書(様式4)(令和3年度以前に中学校等を卒業した志願者のみ)(ただし、平成29年3月以前の中学校等卒業者については、卒業証明書をもってこれに代える。また、外国の中学校等を卒業又は卒業見込みの志願者で、調査書(様式4)のデータの登録や調査書(様式4)の記載が無理な場合は、外国における最終学校の成績証明書、もしくは、これに代わるもので代替することができる。)
 - 自己推薦書(様式17)(前期選抜のみ)
 - 前期選抜入学確約書(様式22)(前期選抜のみ)
- (I) 出願関係書類を志願先高等学校で受理された者は、受検票(様式3)をWeb出願システムから印刷して写真を貼付し、写真の上に所定のシールを貼る。

イ その他

- (7) 受検票写真の上に貼付する所定のシールは、中学校等、志願先高等学校、最寄りの市町等 教育委員会又は三重県教育委員会事務局高校教育課に請求する。
- (イ) 入学選抜手数料及び入学料は不要である。

2 前期選抜

(1) 実施する高等学校及び募集枠

三重県立北星高等学校で実施し、募集枠は入学定員の20%とする。

(2) 出願関係書類の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
1月23日(月)から1月26日(木)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(3) 検 査

ア検査内容「自己表現」

イ 日時及び会場

(7) 日 時 令和5年2月2日(木)9時から

(1) 会 場 三重県立北星高等学校

(4) 追検査

ア 追検査を受けられる者

前期選抜に志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又は すべての検査を受けられなかった者で、追検査を希望する者。

イ 受検の手続

令和5年2月3日(金) 12時までに北星高等学校長にその旨を申し出るとともに、前期選抜追検査受検願書(様式10)に必要事項を記入のうえ、追検査受検の理由を証明する書類(医師の診断書等)及び受検票(様式3)を添えて、北星高等学校長に提出する。ただし、在学する中学校等の校長を通じて出願した者については、I・第2・3・(2)に準じて行う。

ウ 日時及び会場

(7) 日 時 令和5年2月10日(金)9時から

(1) 会 場 三重県立北星高等学校

(5) 選 抜

ア 選抜方法

調査書及び「自己表現」の結果に基づいて選抜を行う。

イ 合格内定者の決定

合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、北星高等学校長が決定する。

(6) 合格内定の通知

北星高等学校長は、令和5年2月14日(火)9時30分以降に、合格内定者に前期選抜合格内定通知書(様式21)により通知する。

ただし、在学する中学校等の校長を通じて出願した者については、 I ・第2 · 6 に準じて行う。

(7) 合格者の発表

合格内定者については、令和5年3月17日(金)9時30分に、北星高等学校において合格者として受検番号を掲示するとともに、閲覧者を限定した三重県の専用ウェブページに合格者として受検番号を掲載し、発表する。

3 後期選抜

(1) 後期選抜を実施する高等学校の学科等

後期選抜を実施する高等学校の学科等は別表1に示すとおりとする。後期選抜の募集人数は、令和5年2月14日(火)16時に発表する。

(2) 出願関係書類の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	学校名	受 付 時 間
2月21日(火)から2月24日(金)まで	松阪	9時から16時まで (締切日は9時から12時までとする。)
(祝日は除く。)	北星	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(3) 志願高等学校等の変更

出願関係書類受付締切後、志願した高等学校又は課程、学科・コースの変更を希望する者は、 志願変更受付期間内において、1回に限り変更することができる。

なお、志願者は、第1志望の変更と関係なく、第2志望も同様に1回に限り変更することができる。ただし、第1志望及び第2志望ともに変更する場合は、同時に変更しなければならない。

ア 変更手続

I・第3·11·(4)のアによる。

※ 志願する課程を変更する場合は、提出済の収入証紙納付書に入学選抜手数料(通信制課程から全日制課程への変更は2,200円、通信制課程から定時制課程への変更は950円)の三重県収入証紙を貼付する。なお、全日制課程及び定時制課程から通信制課程に変更する場合、納付済みの入学選抜手数料は返却しない。

イ 志願変更の受付期間及び受付時間

受 付 期 間		学校名	·	受	付	時	間
3月2日(木)から3月3日(金)まで		松阪	9時から	16ほ	きまで		
		北星	13時か	620) 時まで		
			(締切日)	t13	時から	17時	までとする。)

(4) 検 査

ア 検査内容 面接及び作文

イ 日時及び会場

(7) 日 時 令和5年3月9日(木)9時から

(イ) 会 場 志願先高等学校

(5) 選 抜

ア 選抜方法

調査書、面接及び作文の結果に基づいて選抜を行う。

イ 合格者の決定

合格者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。

(6) 合格者の発表

北星高等学校については令和5年3月17日(金)9時30分に合格者の受検番号を掲示する。 松阪高等学校については令和5年3月17日(金)までに合格者に通知する。また、北星高等 学校、松阪高等学校ともに、令和5年3月17日(金)9時30分に閲覧者を限定した三重県の 専用ウェブページに合格者の受検番号を掲載し、発表する。

(7) 追検査

ア 追検査を受けられる者

後期選抜に志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又は すべての検査を受けられなかった者で、追検査を希望する者。

イ 受検の手続

令和5年3月9日(木)15時までに志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、松阪

高等学校は令和5年3月20日(月)から3月22日(水)12時まで(祝日は除く。)に、北星高等学校は令和5年3月20日(月)から3月22日(水)17時まで(祝日は除く。)に、後期選抜追検査受検願書(様式10)に必要事項を記入のうえ、追検査受検の理由を証明する書類(医師の診断書等)及び受検票を添えて、志願先高等学校長に提出する。ただし、在学する中学校等の校長を通じて出願した者については、I・第3・7・(2)に準じて行う。

ウ 日時及び会場

(7) 日 時 令和5年3月23日(木)9時から

(イ) 会 場 志願先高等学校

工 選 抜

選抜方法及び合格者の決定については、後期選抜と同様とする。

オ 合格者の発表

令和5年3月27日(月)までに志願先高等学校長から合格者に通知する。

4 再募集

合格者が入学定員に満たないときは、再募集を行う。

(1) 募集定員

再募集を行う高等学校の学科及び募集定員は、令和5年3月17日(金)16時に公告する。

(2) 出願関係書類の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間		
3月27日(月)から3月31日(金)まで 9時から16時まで			
	(締切日は9時から12時までとする。)		

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(3) 検 査

ア 検査内容

後期選抜と同じ検査内容で実施する。

イ 日時及び会場

(7) 日 時 令和5年4月4日(火)9時から

(イ) 会 場 志願先高等学校

(4) 選 抜

選抜方法及び合格者の決定については、後期選抜と同様とする。

(5) 合格者の発表

令和5年4月11日(火)までに志願先高等学校長から合格者に通知する。 なお、入学定員に満たない場合でも、追加して募集は行わない。 ただし、秋期入学者選抜は、「Ⅲ 秋期入学者選抜実施要項」のとおり行うものとする。

5 その他

- (1) 第7·1·2)に係る外国人生徒等の入学志願者の選抜に当たっては、事情を十分配慮しうえで合否を決定する。
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者の取扱い

学校教育法施行規則第95条第5号の適用を受けようとする者が出願関係書類を提出したときは、志願先高等学校において仮受付を行い、志願先高等学校長が中学校卒業者と同等以上の学力があると認定した場合、正式に出願関係書類の受付を行い、入学者選抜の対象とする。